

目次

ごあいさつ	2
全国を網羅する系統信用事業の概要と農林中央金庫の業務	4
農林中央金庫の中期経営計画とコーポレートガバナンス	6
JA系統信用事業におけるJAバンクシステムの仕組み	9
漁協系統信用事業におけるセーフティーネット	11
リスク管理	12
不良債権の状況	18
コンプライアンス	22
自己資本の状況	24
組織整備	25
社会的責任と貢献活動	26
系統団体の動向	27
トピックス	30
業務のご案内	31
預金 債券 投資信託 系統貸出 法人営業 有価証券運用・短期資金運用 , 国際業務 証券業務 推進業務 決済業務	
資料編	45
平成13年度連結決算の概況 連結財務諸表,セグメント情報,リスク管理債権の状況(連結ベース), 自己資本の充実の状況(連結ベース),損益の状況(連結ベース), 営業の状況(連結ベース),有価証券等の時価情報(連結ベース)	
平成13年度単体決算の概況 財務諸表,自己資本の充実の状況,損益の状況,営業の状況(預金), 営業の状況(債券),営業の状況(貸出等),リスク管理債権の状況, 営業の状況(証券),有価証券等の時価情報,営業の状況(為替), 営業の状況(その他)	
資本・会員の状況,組織図,役員の一覧,従業員の状況, グループ会社一覧,系統・農林中央金庫のあゆみ, 営業店舗一覧,索引	

本冊子は、農林中央金庫法第81条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。



ごあいさつ

平素より 私ども農林中央金庫をお引き立ていただきまして 誠にありがとうございます。

当金庫の業務内容、活動状況などについて皆さまにご紹介するため、本年も「REPORT 2002 (ディスクロージャー誌)」を作成いたしました。この小冊子により、皆さまの当金庫に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

農林中央金庫は、大正12年に産業組合中央金庫として設立されて以来、一貫して農林水産業の協同組合の全国金融機関として、安定的な系統団体の調達基盤を背景に、系統団体や事業法人等に対する融資業務や機動的な有価証券投資等によって効率的かつ安定的な資金運用を行うとともに、系統団体などに対して種々の金融サービスを提供いたしております。

さて、昨年「農林中央金庫法」等の一連の法律が改正され、本年1月から施行されました。今回の改正により、法文がひらがな化されたほか、農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としての目的規定の新設、理事会・監事会の法定化や会員の意思を反映するための経営管理委員会の設置、JA系統信用事業にかかる指導業務等が法定されました。

今回法定された指導業務を具体化するため、経営管理委員会の下に審議機関として、JA・信農連の代表者等で構成するJAバンク中央本部を設置し、同本部で破綻未然防止や一体的事業運営を骨子とする「JAバンク基本方針」の審議がなされ、昨年12月の臨時総代会で制定いたしました。

漁協系統信用事業につきましても、関連する法律が改正され、経営管理委員会の下にJFマリンバンク中央本部を設置し、今後、漁協系統信用事業にかかる指導業務を行うこととなります。このようにペイオフ解禁により金融機関経営の健全性がますます問われるなか、系統信用事業の信頼性確保のための取組みを進めてまいりました。

私どもといたしましては、新たに法定化されたガバナンスのもと、引き続き皆さまに信頼いただける金融機関となるよう、業績の維持・向上に努めるとともに、コンプライアンス態勢の充実等にも取り組んでまいり所存でございますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年7月

代表理事 理事長

上野博史

全国を網羅する系統信用事業の概要と 農林中央金庫の業務

系統信用事業の仕組み

私たちの協同組織は、信用事業（金融業務）のほか農林水産業者への営農等指導、農林水産物や生産資材等の販売（経済）共済（保険）等を行う農業協同組合（JA）漁業協同組合（漁協）森林組合（森組）を基盤とし、都道府県、全国段階の連合会等がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階でのJA、漁協、森組から全国段階組織にいたる協同組織を「系統組織」と呼んでいます。また、JA・漁協、都道府県段階の信農連・信漁連および全国段階の当金庫にいたる信用事業の仕組みや機能を「系統信用事業」と呼んでいます。

基本理念

JA、漁協、森組は、「一人は万人のために、万人は一人のために」を合言葉に、農林水産業者が協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。当金庫は、市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を会員（出資団体）とする協同組織の全国金融機関であり、会員のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを基本理念としています。

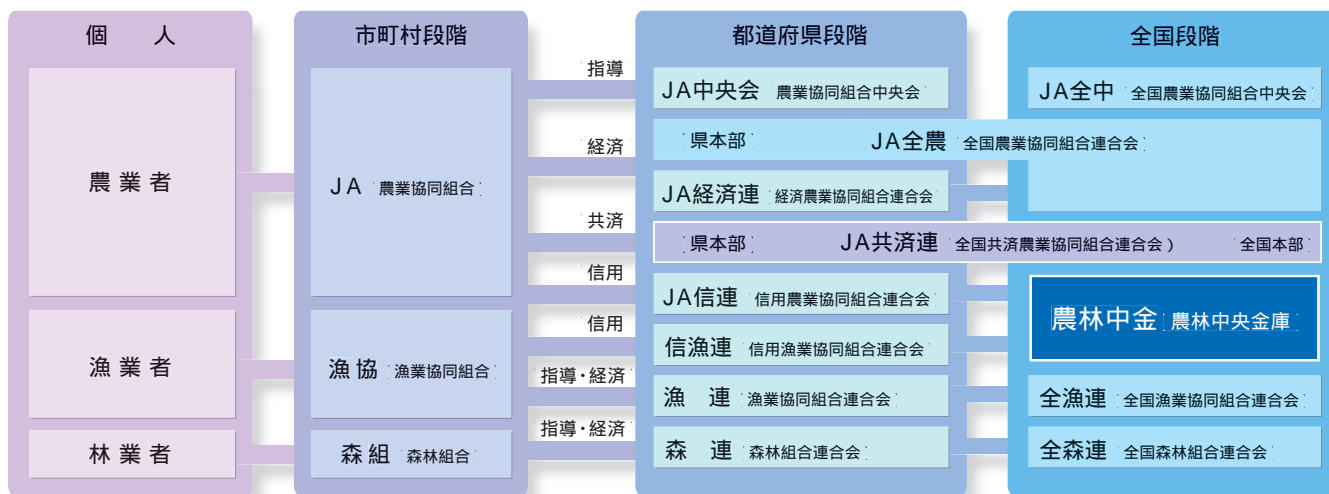
系統信用事業における当金庫業務
系統信用事業における全国段階としての当金庫の重要な業務の一つである会員に対する金融を「系統金融」と呼んでいます。

と呼んでいます。

当金庫の機能を資金の流れの面からご紹介します。

当金庫の資金の調達には、主として預金と農林債券とによって行われます。預金の大部分は組合員等からお預かりした貯金を原資としたJA・漁協からの預け金です。また、農林債券は、農林中央金庫法により発行が認められているもので、個人・法人を対象にフリノーマット、リットワイド等を発行しています。このような資金調達により、当金庫の総資産は、平成14年3月末現在56兆5,274億円にのぼり、わが国の金融機関のなかでもトップクラスの規模となっています。

主な系統組織の仕組み



* JAは農業協同組合の略称です。



当金庫の資金運用としての貸出については、系統組織に対する貸出および農林水産業者に対し直接行う貸出があります。これらを系統貸出と呼んでいます。

また、農林水産業に関連する一般企

業等をはじめとする事業法人への貸出も重要な業務となっています。

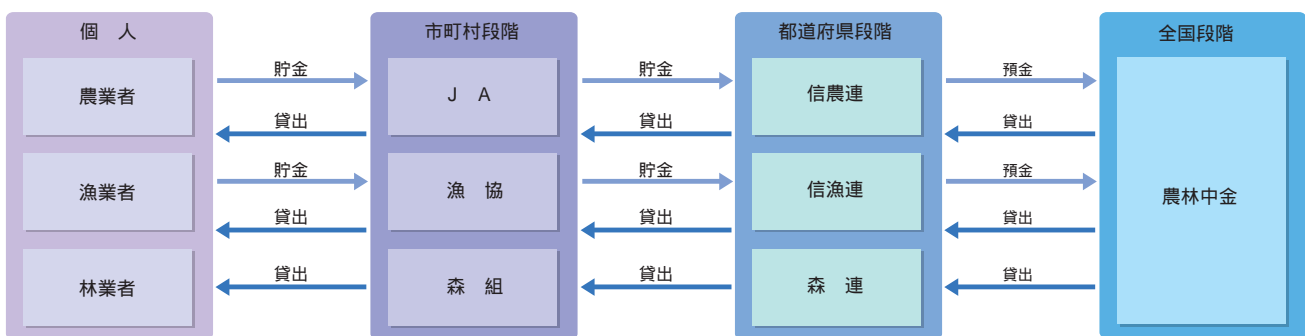
さらに地方公共団体、地方公社等が農山漁村の産業基盤整備や生活環境の整備を行うにあたり必要となる資金の貸出および公共性・公益性の高い公団、電力会社等への貸出も行っています。

有価証券運用については、豊富な資金と蓄積された高度なノウハウをもとに、国内有数の機関投資家として証券市場に参加しています。また、短期金融市場においても同様にリーディングバンクとしての役割を果たしています。

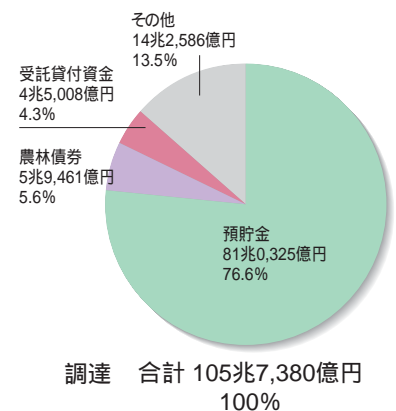
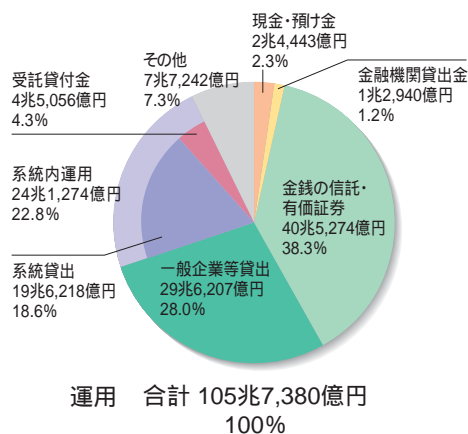
この他にも系統組織や貸出お取引先の海外業務展開の金融面からの支援、国際機関・各国中央銀行等への海外投資、内・外国為替、日本銀行歳入代理店業務、政府買入食料代金支払業務、農林漁業金融公庫等の受託貸付業務等も行っています。

当金庫はこのような様々な運用手段を用い、系統金融等でお預かりしている資金を効率的に運用することにより、安定的に収益を還元するとともに、種々の金融サービスを提供しており、これらが系統組織の全国機関としての重要な役割となっています。

系統組織内の資金の流れ



系統信用事業における3段階の総合バランス (平成14年3月末)



農林中央金庫の中期経営計画と コーポレートガバナンス

～社会的存在価値を高めるための諸施策～

■利用価値を高める中期経営計画
系統信用事業が組合員・利用者・地域から選ばれ支持される金融機関として21世紀に生き残っていくためには、「安全・安心な」、「便利で」、「親切で・頼れる」存在としてその価値を高めるとともに、組織・事業の一層の効率化と収益性の向上を図ることが必要です。

このため系統各段階は、効率的かつ有機的に役割分担（JA段階はリテール、連合会段階はそのサポート）する体制・仕組みを構築することで、あたかも「ひとつの金融機関」として機能を発揮していくことが不可欠です。

このなかで、当金庫としては、「選択と集中」を実践しつつ、厳しい運用環境の中で適切なリスクマネジメント等による安定的な「収益還元」に努めるとともに、JA・信農連・当金庫の一体的事業運営の仕組みづくりを軸にした「機能還元」の拡充を行うことで、当金庫の会員・利用者に対する「利用価値」を一層高めることにグループを挙げて努めます。

また、先行き不透明で見通しづらい情勢を踏まえ、環境変化に柔軟かつ迅速に対応していきます。

こうした取り組みを通じ、系統信用事業全体が引き続きわが国金融システムの中で一定の地位を占め、社会的存在価値を高めることを基本目標とした「中期経営計画」において

以下の課題に対応していくこととされています。

1. 系統信用事業における一体的事業運営の実践

〔1〕JA系統信用事業の競争力の強化と信頼性の向上を図るため、JA・信農連・当金庫が全体として一つの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を構築します。

〔2〕経営破綻を未然に防止するため、自己資本比率、業務執行体制整備等において問題のある経営体の早期発見により経営改善への取組み等を促進する新たなセーフティーネットの枠組みを構築し、中央会等関係団体と連携しつつそのルールの実行にあたります。

〔3〕組合員・利用者のニーズに応じたあるいはニーズを掘り起こすような良質・高度な商品・サービスの供給体制をJAバンク全体として効率的に構築します。

〔4〕事業推進の仕組みづくり、渉外体制・活動内容の見直し、業務・事務の集中化・効率化等について、JA・信農連・当金庫が一体となってJAの事業の実践に取り組みます。

〔5〕JAバンク基本方針を踏まえたJA・信農連の有価証券運用について、リスクマネジメント態勢整備指導・相談等のサポートを行います。

〔6〕系統における有価証券運用の共通基盤となる新証券システムの円滑な普及を推進します。

〔7〕系統の運用ニーズに対しては、証券関連会社各社が相互に連携しつつ適切な商品供給等を行います。

〔8〕農林水産業者の協同組合の全国組織として、系統団体およびその構成員に対し、なお一層的確な金融対応を行います。

〔9〕第一次産業の専門金融機関として、組合の貸出機能・体制整備を支援すること等を通じ、農林水産業の中核的担い手を育成・支援します。

〔10〕水産基本法の下で求められる漁協の役割発揮のため、漁協の組織・事業の特性を踏まえつつ、漁協系統信用事業の健全性確保の観点から、新たなセーフティーネットの枠組みを構築し、行政関係団体と連携しつつ、その運営にあたります。

2. 系統信用事業強化に向けた組織整備への取組み

〔1〕JA系統信用事業については、各県域における信用事業実施体制について、県域の実情に応じた将来方向の早期明確化のため、より踏み込んだ協議を行います。

〔2〕漁協系統信用事業については、新たなセーフティーネットの運営主体として、県域の信用事業の担い手となる信漁連等を指導することで、各県域における信用事業実施体制を整備するとともに、1県1信用事業責任体制の確立に取り組みます。

3. リスクマネジメントの高度化等による収益力の維持・強化

- 〔1〕 当面の収益力を維持する中で BIS3次規制 時価会計の本格導入等を踏まえ 状況変化に迅速に対応しうる柔軟な財務構造を確立します。自己資本については 系統資金に対する還元を維持する上で必要なリスクテイクの前提となるものであり 引き続き内部留保の積上げに努力しつつ 総合的な自己資本増強対策について検討・実施します。
- 〔2〕 BIS3次規制等の導入に備え 基本的な業務インフラ システムインフラの整備を行い 経営管理手法の一層の高度化を図ります。
- 〔3〕 リスクマネジメントの高度化に向け 業務遂行上のリスクを幅広く整理しその管理方針を策定します。
- 〔4〕 市場・信用リスクマネジメントの一層の高度化に加え 決済リスク オペ

- レーショナルリスク等 他のリスクの把握とリスクマネジメント手法の検討を行うとともに 異種のリスクマネジメント手法相互間の関連性等を勘案した「統合リスクマネジメント」手法を導入し 経営管理の高度化を実践します。
- 〔5〕 企業金融分野については 調達形態の一層の多様化や金融界の変化に応じ証券関連会社機能も活用しつつ 信用リスクポートフォリオの一層の質的向上を図り 良質な信用リスク資産の効率的な積み上げを図ります。
- 〔6〕 内外の内部格付制度の一元化等を踏まえ 審査管理体制を整備し 格付審査の一層の充実を図ります。あわせて 国内外の与信管理・企画機能の強化を検討・実施します。
- 〔7〕 BIS3次規制等を踏まえ 長期的な市場ポートフォリオの構築戦略について検討を進めます。
- 〔8〕 適切なリスクマネジメントのもと

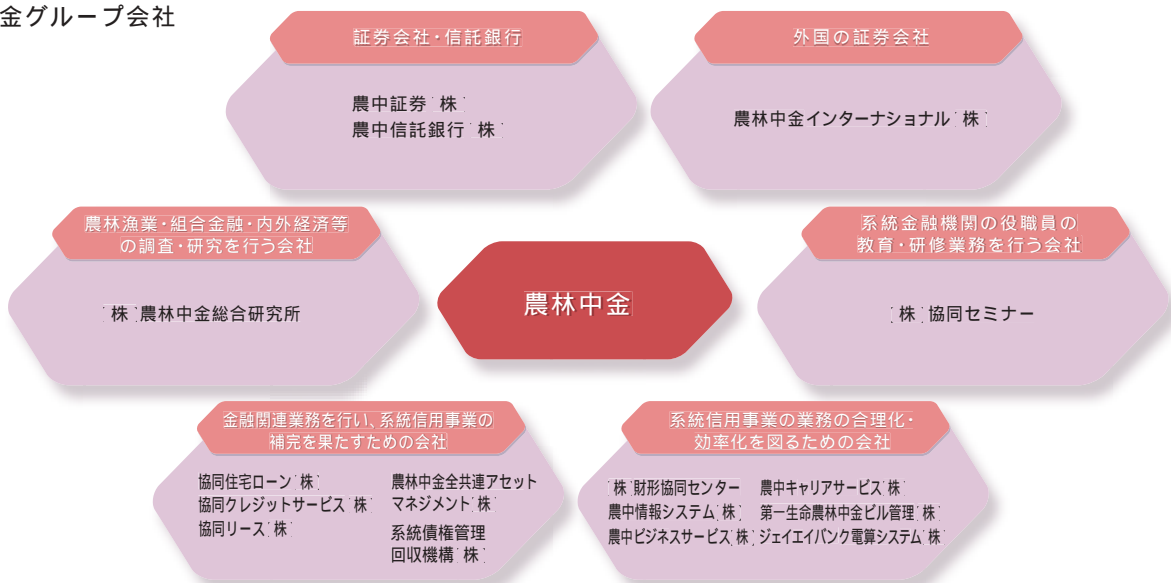
戦略的な国際分散投資を効率的かつ機動的に実践します。

- 〔9〕 安定的な外貨調達 外貨建て商品の管理負担軽減化(システム化)等にかかる業務基盤の整備を行います。

4. 業務全般にわたるリエンジニアリング

- 〔1〕 「選択と集中」による戦略的かつ柔軟な人員配置を実施します。総人員については 系統信用事業全体が合理化・効率化を進める中で 基本的に増加抑制の方針とします。
- 〔2〕 店舗の配置政策については 当金庫の店舗と信連における機能重複排除の観点から各県の組織整備の検討状況を十分踏まえつつ 再構築に着手します。
- 〔3〕 海外支店は 信用リスクの収益化 外貨資金の安定調達等を重点に置きつつ 各国市場の特性を踏まえた業務展開を行います。

農林中金グループ会社



〔4〕システム全体のインフラ再構築を進めるとともに、統合データ利用基盤を構築します。

〔5〕効率的なシステム開発、専門的な人材育成・確保、システム開発における内部統制の高度化等の観点から、システム開発体制を再構築します。

〔6〕業務の簡素化、システム化等により合理化を図るほか、事務集中化、一部業務のアウトソーシング等を推進し、徹底した業務の効率化を進めます。

〔7〕法改正を踏まえた新たな業務執行体制を軌道化します。

〔8〕事務リスク管理等の事務統括機能を強化するとともに、自己検査の実効性向上を通じ、業務ラインにおける内部統制の不断の向上を図ります。

〔9〕内部統制システムの検証・評価を行う独立部署としての内部監査部署の体制を強化し、内部統制レベルの不断の向上を確保するための仕組みを構築します。

〔10〕コンプライアンス態勢の一層の定着に向けた不断の取り組みを行います。

〔11〕情報化社会に適應した情報セキュリティ管理態勢の整備・定着化を図ります。

〔12〕当金庫の経営戦略に基づき、各グループ会社の機能を活用するとともに、これに合わせた各社の業務の見直し・効率化を行います。

〔13〕BIS3次規制、会計制度等の変更、コンプライアンス等を踏まえた適切なグループ会社管理を行います。

金庫法全部改正等に伴う経営管理体制等の変更

系統信用事業における一体的事業運営は、当金庫の中期経営計画の大きな柱であり、当金庫の会員である協同組織と一体となって系統信用事業を運営していくために、また、農林中央金庫法において、当金庫の目的が規定されたことを踏まえ、当金庫において、系統組織の意思反映機関を新たに設置する等コーポレートガバナンスの強化を図りました。具体的には以下のとおりです。

平成13年6月に農林中央金庫法が全部改正され、平成14年1月1日から施行されました。この改正は、「農業協同組合法」および「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」(統合法)等の改正とあわせて行われたもので、その目的は、信用事業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、JA系統信用事業が一体的で効率的な事業運営に努め、会員・組合員や顧客に質の高いサービスを提供していくとともに、破綻未然防止策等により全体として健全で信頼性の高い組織を作ることにあります。

この改正趣旨を踏まえ、改正金庫法の目的規定のなかで、当金庫は農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関である旨が明記されるとともに、別途「農林中央金庫及び特定

農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(統合法の改正後名称。以下、再編強化法という。)において、当金庫は金庫法に定める金融機関としての業務のほか、信用事業の再編および強化を図るため、JA等に対し必要な指導を行うことができることとされました。さらに、平成14年6月には、漁協系統信用事業に対する指導業務についても、新再編強化法に盛り込まれました。こうした役割を適切に果たすため、改正金庫法では新たに当金庫の機関として、会員を代表する者を中心に構成される経営管理委員会が導入され、当金庫の業務の基本方針、系統信用事業の再編・強化にかかる基本的な方針や具体的な実行方策等、農林水産業者の協同組織にかかる重要事項は、この経営管理委員会が決定することとなりました。

一方、当金庫の行う金融業務に関する事項については、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有するなど、理事の適格要件が定められ、この理事が決定および執行にあたることとされました。理事は理事会を構成し、相互に職務執行を監督することで、相互牽制による執行体制の適正性の維持を図るものとされています。また、監事会について商法特例法に規定する大会社と同様の権限が整備されるなど、監査体制も強化されました。

JA系統信用事業におけるJAバンクシステムの仕組み

～ 良質で高度な金融サービスの提供と実効性のある破綻未然防止～

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法を踏まえ、この基本理念の実現のために、平成12年当初から関係各方面でJA系統が今後果たしていくべき役割や事業・組織の改革について活発な議論が交わされました。

金融機関の統合、競争促進により利用者利便の向上を図る金融ビッグバンが最終局面を迎え、パイオフ解禁やIT革命の進行等を通して金融機関経営とサービスの質が一層強く問われるなかで、JA系統信用事業がこの厳しい競争に勝ち残り、引き続き組合員へ良質なサービスを提供していくためには、思い切った改革が必要であるとの認識のもと、平成12年10月のJA全国大会で「組合員と地域に支持されるJAバンク」を確立するため、効率的で健全性の高い経営に向けて系統全体がより一体的な事業運営を展開する「新たな農協金融システム（JAバンクシステム）」を構築していくこととされました。

こうした議論と呼応し、法制度上もこの取組方向に沿って、平成13年の通

常国会において「農林中央金庫法」、「農業協同組合法」および「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」等が改正され、平成14年1月にJAバンクシステムがスタートしました。

JAバンクシステムの仕組み「JAバンク」とは、JA・信農連・当金庫（JAバンク会員）により実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称で、競争力の強化と信頼性の向上を図ることを目的として、これら会員の総合力を結集するという新たなJA系統信用事業の姿です。こうした一体的事業運営を行っていくため、JAバンク会員の行動規範となる「JAバンク基本方針」を定め、この基本方針に基づくJAバンクシステムの運営のために、当金庫内に「JAバンク中央本部」を、信農連内に「JAバンク県本部」を設置し、関係団体等の協力を得て、運営しています。

JAバンクシステムの取組みは次のとおりです。

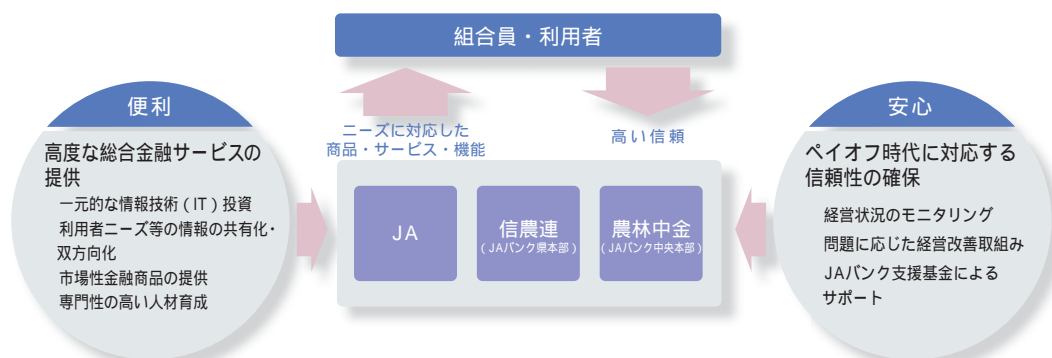
1. 良質で高度な金融サービスの提供

JAバンク会員の総合力を結集し、良質で高度な金融サービスの提供を行い、組合員・利用者の利便性向上に取り組むとともに、JAバンク全体の経営資源を効率的に運用・活用します。

具体的には以下の取組みを進めています。

① JAバンクのITへの取組みについては、平成12年7月、当金庫にIT企画・開発プロジェクトチームを設置し、一元的かつ戦略的なシステムの企画開発に取り組んでいます。平成13年11月には、インターネットバンキングシステムであるJAネットバンクと同時に、JA・信農連・当金庫をつなぐ系統イントラネットが稼動しました。その他、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）手法を導入して、お客様により満足していただけるよう新たな商品やマーケティング手法の研究・開発に取り組んでいます。

また、JAバンクの電算システムについては、一体的事業運営を実践して



いくため、従来以上に効率的、合理的な開発・運営を行うことを目的として、当金庫がシステムの運営主体になるとともに平成14年3月に新会社（ジェイエイバンク電算システム株式会社）を設立しました。

(2) インtranet等の導入によりJA・信農連・当金庫の情報ネットワークを整備し、利用者ニーズに則した商品開発や事業展開を三者一体となって実践しています。

(3) 投資信託、外貨預金、国債の市場性金融商品のJAでの取扱体制の整備を着実に進めています。また、確定拠出年金についても平成14年10月以降取扱い開始に向けて、共済事業と連携し準備を進めています。

(4) 地域に密着した金融機関として多様化・高度化する利用者ニーズにこたえるため、ファイナンシャルプランナーの養成をはじめとする全国的な教育・研修の充実等を通じてグループ全

体として専門性の高い人材育成を図り、相談対応力・提案力を高めます。

2. 実効性のある破綻未然防止策の確立

経営破綻を未然に防止するため、問題の早期発見、経営改善の早期取組み等を行うことにより、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能の維持を図ります。

具体的には以下の取組みを進めています。

(1) 組合員・利用者に安心してJAバンクを利用していただけのように、早期是正措置よりも早い段階で経営改善に着手していきます。このため、JAバンク中央本部はJAバンク会員であるJA等の経営を定期的にモニタリングし、自己資本比率、業務執行体制等が一定の基準・状況に達しない場合には、その問題の程度に応じて経営改善の取組み促進など

の措置を講じ、さらに経営改善が相当に困難と予想される場合には、速やかに事業譲渡など組織形態変更の措置を講じていきます。

また、こうした取組みに必要な場合には、JAバンク支援基金からの資本注入などの必要なサポートが行われます。

(2) 中央会が行っているJA等に対する監査については、監査の実効性を一層高めるため、その専門機関として平成14年4月「JA全国監査機構」が設立されました。

JAバンク中央本部は、中央会およびJA全国監査機構と一層連携を深め、JAバンクシステムの信頼性向上を図っています。

Q1: JAバンク基本方針とはどんな方針ですか？

A1: JAバンクシステムを確立するためにJAバンク会員の総意のもとに策定された、会員が一体となって取り組むべき基本的事項（会員の責務や役割等）を定めたものです。

Q2: JAバンク中央本部は何をするのですか？

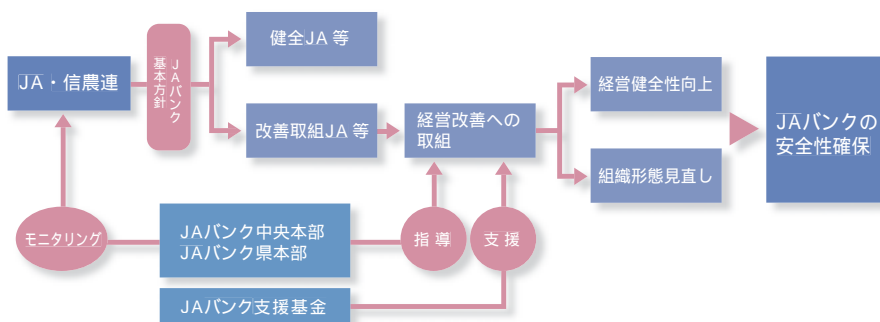
A2: JAバンクシステムを確実に運営するために設置されたものであり、同本部委員会において当システムの運営に関する事項を審議します。

Q3: モニタリングとはどんなことですか？

A3: JA等の経営破綻等に至る前に問題点を早期に発見し、早期に改善することがJAバンクシステムの大きな柱です。

モニタリングは、JA等から提出される経営状況（経営体制や財務状況等）に関する資料に基づきチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見する仕組みです。

JAバンクシステム破綻未然防止策



漁協系統信用事業におけるセーフティーネット

～ 安全性確保に向けたセーフティーネットの整備状況 ～

漁協系統信用事業においても本年4月のペイオフ解禁に合わせて貯金者保護を目的とした「自主ルール」を導入し、その運営を開始しました。

この「自主ルール」の内容は経営の健全性を確保するため経営体制やリスク管理体制の整備に努めることやモニタリングを実施し経営に関する問題を早期に発見し、その問題解消に向けた対策に取り組むことなどを定めたものです。当金庫はこの「自主ルール」運営の中心的な役割を担っています。

また本年6月の通常国会において「水産業協同組合法」や「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」の改正法案が可決成立しました。

これにより法律が施行される平成15年1月には漁協系統信用事業におけるセーフティーネットについて「JAバンクシステムの破綻未然防止策と同様の仕組みを構築します。

具体的には、当金庫による漁協系

統信用事業に対する「自主ルール」に基づく指導業務に法的な位置付けが与えられ、この業務を担う組織としてJFマリンバンク中央本部が設けられるほか、漁協系統信用事業の再編強化のための支援対策の枠組みが整備されます。

今後漁協系統信用事業においては、この「自主ルール」による健全な経営を確保し、貯金者からの信頼にこたえとともに、漁業者や組合員に対する適切な漁業金融機能の提供に努めていきます。

「系統セーフティーネットの概要」

JA・漁協の安心を支える仕組みとしては、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度と、系統独自の自主的な仕組みという2つの柱があります。

貯金保険制度とは、JA・漁協・信農連・信漁連・当金庫が毎年拠出する保険料を財源に、万一JA等の経営が破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金者を保護するものであり、銀行・信用金庫等を対象とする預金保険制度に相当するものです。

JA系統独自の仕組みとして、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」があります。このシステムのもとで、早期経営改善策の一つとして必要な支援（資本注入等）を行うために、

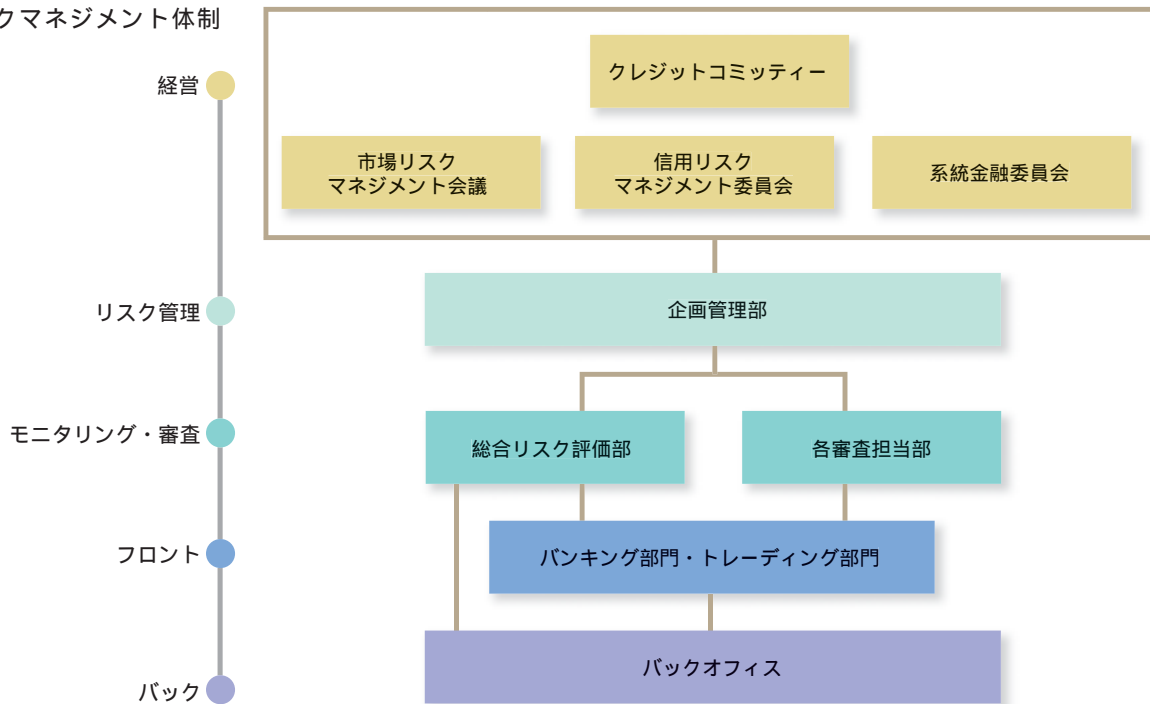
JAバンクの拠出による「JAバンク支援基金」を新たに設置しました。万一経営が困難になったJAが発生した場合にも、この基金より貯金保険機構と連携した支援を行います。

漁協系統の相互援助制度については、独立した法人である（社）全国漁協信用事業相互援助基金により運営されています。漁協系統においては、当基金を「農林中央金庫と特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」の改正後の名称）に基づく支援法人に指定することとしており、これにより支援スキームの拡充が図られることとなります。

農林中央金庫のリスクマネジメント

高度なALMと的確なリスクマネジメントの実践

リスクマネジメント体制



昨今の金融経済情勢の変化は、金融機関経営にも大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、一段と多様化・複雑化した業務を抱える金融機関にはその社会的役割を發揮しつつ、経営の健全性を維持・向上させるため適切なリスク管理態勢を擁することが求められています。

当金庫ではこうした認識のもと、信用リスク・市場リスクをはじめとする様々な経営上のリスクマネジメントを的確に行うべく、信用リスクマネジメント委員会・市場リスクマネジメント会議・クレジットコミッティー等、経営陣以下で構成する部門横断的な会議体を活用した的確な意思決定、迅速かつ効率的な業務執行、正確なモニタリングおよびリスク量測定結果の意思

決定へのフィードバックの3つを軸とするリスク管理体制を構築しています。

今後も、個々のリスクマネジメントおよび統合的なリスクマネジメントの高度化を志向し、一層の充実を図っていきます。

信用リスク管理体制

当金庫は、信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置づけ、貸出等すべての信用リスク資産について、個別審査に加えて信用リスクポートフォリオの観点から統合的なマネジメントを行い、信用リスクに見合った適正な収益の確保を図っています。また、当金庫は農林水産業の協同組織を基盤とする金融機関として、いわゆる系統貸出を通じ、民間金融機関として十分な

信用リスク管理を実施しつつ農林水産業の振興を図っています。

当金庫の信用リスクマネジメント体制は、経営陣で構成される3つの会議体を中心に成り立っています。信用リスクマネジメント委員会では、系統貸出以外の信用リスク取引に関する具体的方針を、系統金融委員会では、系統貸出を通じ効果的かつ効率的に金庫の使命を果たしていく観点から系統貸出に関する具体的方針を審議します。

また、クレジットコミッティーは、信用リスク管理の基本的枠組みを審議する場であり、信用リスクマネジメント委員会、系統金融委員会および後述する市場リスクマネジメント会議で討議され

る具体的方針はこうした基本的枠組みに従う必要があります。基本的枠組みには国別・個社別のシーリング制度、内部格付制度、自己査定などが含まれ、同コミッティーにおいてはそれらを踏まえた信用リスクの統合的管理にかかる方針、さらには信用リスクにかかる緊急事態発生時における対応策なども審議します。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、フロントから独立した総合リスク評価部により行われています。

与信審査については、審査能力の強化を進めてきており、系統貸出、一般事業法人・公共団体等に対する貸出および非居住者貸出のそれぞれを専門の審査担当部が行っています。各審査担当部は、必要に応じて情報交換など連携体制を図っています。

事業法人等に対する与信審査については、営業企画セクションから独立した法人審査部により、当金庫がこれまで培ってきた業界融資のノウハウを活かした業種別制を採っています。

すなわち、各業種の専任審査役が各取引先、各事業を個別に評価するのみならず、産業調査機能を活かした同業他社比較等を通じて、よりの確な判断を下すシステムです。また、非居住者貸出については、各国の政治経済情勢の分析等、国内貸出と異なるリスクを考慮したカントリーシーリング制度が機能しており、国際審査部の地域ごとの専任審査役による案件審査とあわせて適切なリスク管理が行われています。

また、ここ数年市場が拡大している企業の売掛債権や不動産等を裏付けとするいわゆる資産流動化商品については、個別与信先の信用リスク審査とは別に、投資商品のストラクチャー審査を専門に行う審査役を設置し、的確なリスク把握に努めています。

以上のような審査体制のもと、厳格な審査基準、独自の財務・キャッシュフロー分析の手法などによって、高度な信用リスク管理を行っています。一方、営業店で窓口審査を行う担当者につきましても、充実した研修カリ

キュラムを実施することなどにより、信用リスク管理能力のスキルアップに努めています。

こうした伝統的な審査手法を強化する一方、適正なポートフォリオの構築に向けて、ポートフォリオ全体の視点から取り組むマネジメント手法を導入しており、内部格付に応じた与信限度額を設定し、企業ごとのシーリングを実施し、リスク量のコントロールを行うとともに、内部格付・保全状況に応じて金利設定を行い、リスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めています。

また、市場リスクと同様、信用リスクについても統計的な手法を用いてリスク量（Value at Risk）を計測する取組みを進めており、リスク・リターンに基づくマネジメント手法の検討等、リスク管理の一層の高度化に努めています。



< リスクの計測手法 >

信用リスクとは取引先の経営状態が悪化することで契約が履行されなかったり返済・利払いが滞ってしまうほか最悪の場合には取引先が倒産するような事態になった場合に発生する経済的損失を意味します。

貸出業務や社債投資等の信用リスクについてはどのような信用力の取引先に与信残高が分布しているかを把握し資産分布の偏りが無いようマネジメントするとともにリスクとコストに見合った収益を確保することが重要であり当金庫では全体の与信残高分布状況とその収益の推移をモニタリングするとともに格付に応じた与信限度額を設定して適正な資産ポートフォリオの構築に努めています。

また市場リスクと同様に統計的手法を採り入れたリスクの計量化についても取り組みJPモルガンが開発した信用リスク計量化モデル「Credit Metrics™」をベースに我が国の経済構造や与信取引特性に即した工夫を加えたモデルを導入し格付推移・デフォルト率・回収率等の与信関連データの整備を進めており現状の信用リスクポートフォリオにかかるシミュレーションを行って得られる損失の発生分布を求め、期待損失と最大予想損失という2つのリスク量の算出を行っています。期待損失は現在のポートフォリオの内容であれば毎年平均的に発生するであろう損失で、一般貸倒引当金に相当するものです。また最大予想損失は万が一発生が予想される損失の

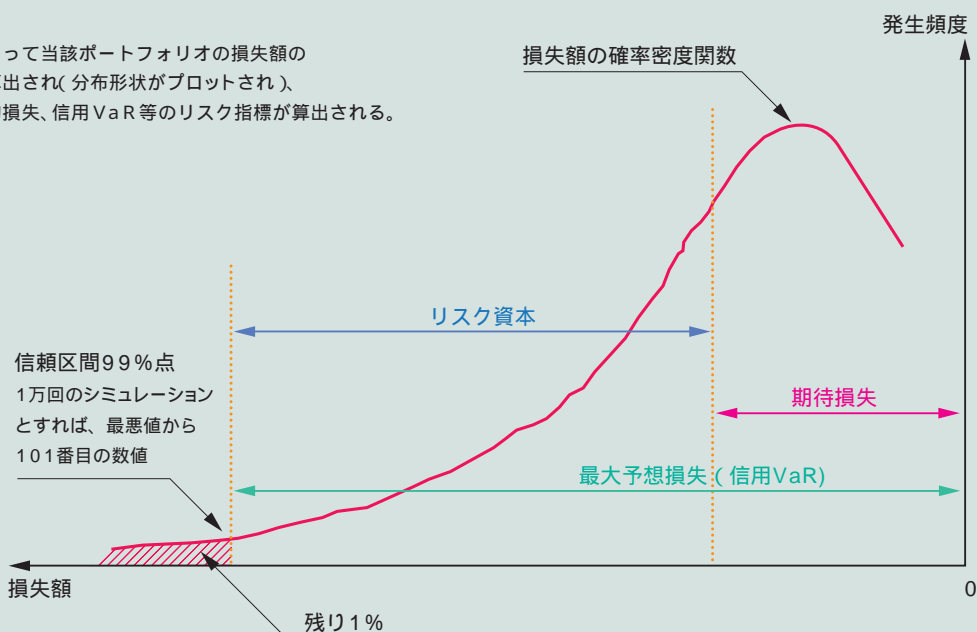
ことです。この最大予想損失から期待損失を引いた差額をリスク資本と呼びこれが万一の事態に用意しておくべき自己資本に相当します。これらのリスク指標を活用してすべての信用リスク資産についてポートフォリオの観点から統合的マネジメントを行い、トータルパフォーマンスの向上を目指しています。

これらのリスク量の計測態勢については外部コンサルタントによる定量的・定性的な評価を受け相応の有効性を確保したものであるとの評価を得ています。

またあわせて高度なシステム技術を活用した信用リスク管理にかかわるシステムインフラの構築にも取り組んでおり信用リスクマネジメントの一層の

信用リスク管理モデルの基本的な構成図

計量化モデルによって当該ポートフォリオの損失額の確率密度関数が算出され(分布形状がプロットされ)、これをもとに平均損失、信用VaR等のリスク指標が算出される。



高度化を図っています。

オフバランス取引については取引の相手方が倒産等により債務不履行に陥った場合に当該取引を再構築する場合のコストであるカレント・エクスポージャーと将来におけるカレント・エクスポージャー額の増加リスクに相当する見なし加算金額であるポテンシャル・エクスポージャーについて日次で計測し、オンバランスおよびオフバランスの与信リスクを一体として管理しています。

市場リスク管理体制

当金庫は市場関連取引を経営戦略上重要な収益源およびリスクヘッジの手段として位置づけ、金利リスク・価格変動リスク等の市場リスクを適切なリスク管理体制のもとで的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。

こうした経営戦略を確実に行うために、意思決定・執行・結果の監視(モニタリング)の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制し合う仕組みを構築し、十全なリスク管理を実施しています。

今後も人員・システム面およびリスク量分析等の技術面でのさらなる充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

1. バンキング業務(ALM)

バンキング業務における市場リスクの適切な管理は、金融機関経営の安

定化にとって不可欠なものです。

当金庫においては、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMのなかで、これらのリスク管理に早くから取り組んでおり、資金収支の静態的・動態的金利感応度分析や海外店も含めたベース・ポイント・バリュエの算出等、様々な角度からの分析結果をもとに金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努力しています。

2. 市場ポートフォリオ

バンキング業務のうち、有価証券等による市場ポートフォリオはその重要性に鑑み、特に市場リスクを重点的に分析・管理しています。そのフレームワークは以下のとおりです。

〔1〕意思決定

市場取引についての重要な意思決定は経営レベルで行います。経営陣および関係する部長で構成される市場リスクマネジメント会議において、市場取引にかかる具体的方針等についての検討・協議・決定を行います。

検討に際しては、市場動向・経済見通し等の投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮しており、これらをもとにして適切な判断を行っています。市場リスクマネジメント会議は原則として月に1回開催のほか、市場動向等に機動的に対応すべく必要に応じて随時開催しています。また、市場動向に関する日常的な情報交

換を緊密に行うべく、役員・部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報・認識共有を行っています。

〔2〕執行

ポートフォリオ部門は、市場リスクマネジメント会議等で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部署であるフロントセクションは、効率的な執行を行うとともに常に市場動向を注視し、新たな取引方針等についての提案を行います。

〔3〕モニタリング

市場リスクマネジメント会議等で決定された方針に基づき、フロントセクションが適切な執行を行っているかどうかをチェックし、またリスク量の測定を行うのがモニタリング機能です。この機能は総合リスク評価部が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結果はその内容に応じて定期的に経営陣まで報告されています。報告されたモニタリング結果は、市場リスクマネジメント会議等における現状確認および今後の具体的方針検討のための基本資料として活用されています。

〔4〕アラームシステム

当金庫ではリスク管理のためのツールとして、「チェックポイントシステム」と呼ばれるアラームシステムを採用しています。市場ポートフォリオ全体のリスク量が、経営体力をもとに定めた一定のレベルに達した場合に、市場リスク

マネジメント会議において経営陣以下で対応策等を協議することを義務づけています。また相場が短期間で一定以上急変した場合にもアラームが発出され、経営陣以下での対応策等の協議を行うことを義務づけています。こうした仕組みにより迅速かつ確かなリスク管理が行われていますが、今後もより一層適切な管理体制を構築していくべく努力していきます。

(5) リスクの計測手法

市場リスクとは金利変動による収支変化および金利・株式・為替などの市場変動により保有資産と負債の価値が変化し損失が発生することを意味します。

バンキング業務においては、金利変動に応じた収支コントロールが重要であり、予め一定の金利変化が起こった場合に収支がどの程度影響を受けるかを把握することが必要となります。当金庫では、資産・負債の金利感応度を算出し、資産・負債全体での収支変動計数(基準金利が1%変化した場合の利鞘・含み損益の増減)を計測・把握し、これにシナリオに

基づくシミュレーション等の手法を組み合わせることでバンキング業務全体の金利変動に対する収支の影響度を把握しています。

また、債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをバンキング勘定について実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについても把握しています。

3. トレーディング

市場の短期的な変動等を収益化すべく取り組んでいるトレーディング業務については、フロントセクションがリスク対リターン観点から予め定められたポジション枠や損失枠等の枠内で取引を行い、目標収益の達成を目指します。

(1) アラームシステム

ポジションや損失等が一定水準を超えた場合には通知・警告がフロントセクションに対して出され、その水準に応じて改善策の策定・取引量の縮小・取引停止等の対応を義務づけています。

(2) リスクの計測手法

当金庫では、BPV(ベーク・ポイント・バリュー)、SPV(スロープ・ポイント・バリュー)およびVaRによりリスク量を計測し、リスクリミットに対する監視を行っています。

また、リスク量計測に用いる内部モデルについては、実際の損益の変動との比較(バックテスト)を継続することによりさらに精度を高めていくと同時に、新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層の高度化を図っています。なお、リスク量計測に用いている内部モデルは自己開発したもので、平成10年3月末より実施されたBIS(国際決済銀行)2次規制において求められている市場リスク量および所要自己資本量算出にも用いられ、外部監査法人による定量的・定性的監査を受け、妥当性について客観的に承認を得ています。

その他のリスク管理体制

流動性リスク管理については、当金庫の安定した資金調達力および高い流動性資産の保持を基本に、「リスクマネジメント要綱」等に定める手

続に従い、円貨・外貨別に金融情勢に応じた万全の対策を講じています。

上記以外にも、金融取引には決済リスク、事務リスク等、経営に多大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが内在しています。こうしたものについても、これらのリスク管理の考え方・手法等について定めた「リスクマネジメント要綱」等に基づき、それぞれのリスク特性に応じた、十全なリスク管理を実行しています。

今後も研究等を重ね、一層充実

したリスク管理体制の構築を進める方針です。

内部監査体制

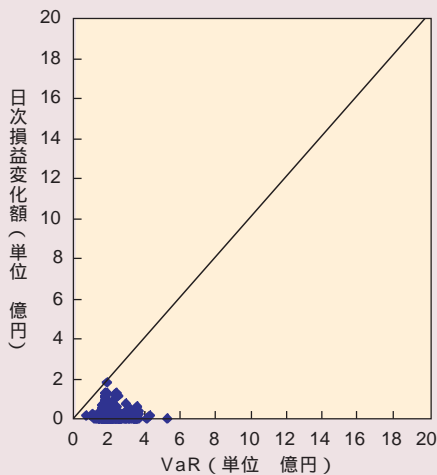
当金庫では業務監査部を設置し、経営活動全般にわたる管理および業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、その報告等を通じて、業務運営の適正性の維持・改善に反映させています。

業務監査は当金庫の全部門の全

業務のほか、連結対象子会社等も対象とし、効率的かつ実効性の高い業務監査を実施するため、対象部門や業務にかかわるリスクの種類・程度に応じて業務監査の頻度や深度等を決定のうえ、実施しています。

業務監査にあたっては、法令等の遵守状況、リスク管理態勢の現状・課題、業務遂行体制およびその状況、システムの整備状況、事務処理状況等に重点を置き、あわせて専門性の確保にも努めています。

トレーディング部門 バックテスト：金利リスクVaR(1day)



バックテストの結果、昨年度(2001年4月～2002年3月)245営業日のうち、日次損益のマイナスの変化額がVaR(1day)を超過したのは0回であり、当内部モデルは前提とする確率内(片側99%,両側98%)において妥当であることが実証されています。

トレーディング部門
金利リスクVaR(1day)の推移

	VaR(億円)
2001年 6月29日	3.0
2001年 9月28日	2.0
2001年 12月28日	1.8
2002年 3月29日	1.8

用語解説

BPV(ベース・ポイント・バリュー)

現在のポジション保有状況で金利が0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。当金庫ではイールドカーブが平行移動した場合の影響を把握する指標としてトータルデルタを用いています。

SPV(スロープ・ポイント・バリュー)

イールドカーブが非平行移動した場合の影響を勘案するための指標です。イールドカーブのグリッドごとのBPV絶対値を合計したもので、各グリッドの金利が全てポジションに損失を及ぼす方向へ0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。

VaR(バリュー・アット・リスク)

一定の保有期間、一定の信頼区間の下で被る可能性のある最大損失額のことです。当金庫では保有期間1営業日と10営業日、信頼区間片側99%(変動幅2.33標準偏差)のVaRを分散・共分散法により算出しています。

不良債権の状況

不良債権処理の着実な実践

資産の健全性維持の仕組み
当金庫は、貸出金を中心とする各債務者に対する与信に対して(1)内部格付(2)自己査定(3)償却・引当の3つのステップを経ることで資産の健全性を常に維持しています。

1. 内部格付

債務者の状況を定量面・定性面から総合的に評価することにより、内部で設定した格付を債務者毎に付与しています。

与信枠 スプレッドガイドライン、各種シーリング等は格付に応じて予め設定されており、内部格付が日常的な与信管理の中核的なツールとなっています。

2. 自己査定

自己査定実施時にはまず内部格付に基づいた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に債務者区分に従い各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、分類から分類までの4つの資産に分類しています。

3. 償却・引当

債務者区分に応じて、償却・引当基準を定めて貸倒引当金の計上または償却を実施しています。

債務者区分

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

資産の分類区分

分類	回収の可能性について問題のない資産
分類	回収について通常の度合を超える危険性のある資産
分類	回収について重大な懸念があり、損失発生の可能性が高いが、その損失額を合理的に推計することが困難な資産
分類	回収不能または無価値と判定される資産

償却・引当

正常先	過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上
要注意先	信用力に応じてグループ分けを行い、グループ毎に過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上 グループ分けは「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者を更に財務内容や与信状況等を勘案して細分化
破綻懸念先	個々の債務者毎に分類された 分類額のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上
実質破綻先・破綻先	個々の債務者毎に分類された 分類額は税法基準で無税償却適状となっていなくても、財務会計上すべて直接償却し、分類額は全額個別貸倒引当金を計上

不良債権処理の実績

平成13年度の与信関係費用は、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金とともに増加したことを主要因に、1,082億円と前年度対比464億円増加しました。この結果、貸倒引当金残高は3,756億円となりました。

不良債権のうち 破綻懸念先以下

に区分された債権のオフバランス化についても積極的に取り組んでおり、平成13年度中に直接償却・回収等により1,142億円の不良債権をオフバランス化しました。一方で、破綻懸念先以下の債権が新たに1,478億円発生しました。

平成13年度の与信関係費用

(単位：億円)	
貸出金償却	260
個別貸倒引当金繰入額	667
一般貸倒引当金繰入額	156
特定海外債権引当勘定繰入額	20
その他	18
与信関係費用計	1,082

不良債権の最終処理の実績

破綻懸念先以下の債権残高

	平成12年度以前に破綻懸念先以下（金融再生法基準）となった債権残高		
	13年3月末 (A)	14年3月末 (B)	増減 (B)-(A)
破綻更生等債権	115	263	147
危険債権	3,241	1,951	1,290
合計	3,357	2,214	1,142

(単位：億円)	
平成13年度 新規発生額 (C)	平成14年3月末 債権残高 (B)+(C)
30	294
1,447	3,398
1,478	3,692

オフバランス化の実績

	13年度
清算型処理	13
再建型処理	6
再建型処理に伴う業況改善	19
債権流動化	42
直接償却	256
その他	804
回収・返済	659
業況改善	144
合計	1,142

注1「清算型処理」とは、清算型倒産手続き（破産、特別清算）による債権切捨て、債権償却をいいます。

注2「再建型処理」とは、再建型倒産手続き（会社更生、民事再生、会社整理）による債権切捨て、特別調停等民事調停による債権放棄および私的整理による債権放棄をいいます。

開示債権の状況

1. リスク管理債権

元利払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金や貸出条件緩和債権(債務者の経営再建や支援を図る目的で金利減免等、債務者に有利な取り決めを行った貸出金等)を延滞債権や破綻先債権に加えて開示したものです。

平成14年3月末のリスク管理債権総額は7,934億円で貸出金総額に占める割合は3.27%でした。前年対

比では、破綻先債権が185億円、延滞債権が147億円、貸出条件緩和債権が258億円とそれぞれ増加し、全体で578億円の増加となりました。

なお、リスク管理債権の海外比率はおよそ3%で、地域別の内訳はアジア62億円、欧州117億円、米国53億円です。

2. 金融再生法開示債権(参考)

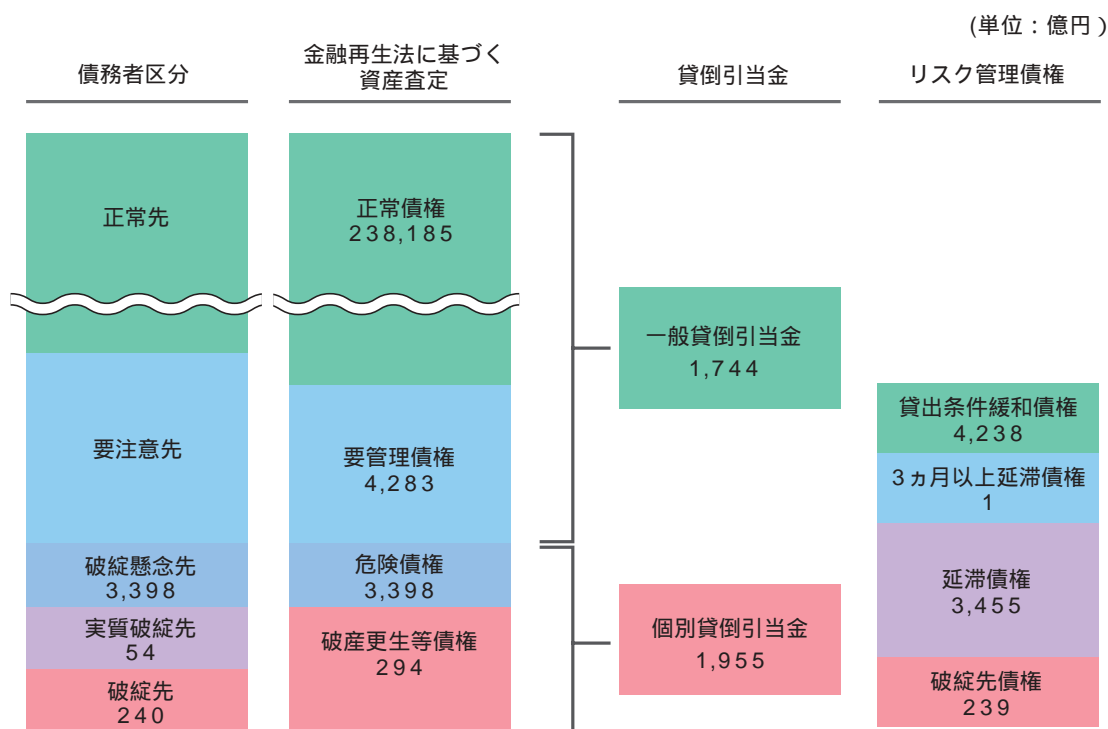
「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、基本的

には3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権を要管理債権とし、契約に従った債権の元利金の受け取りができない可能性の高い債権を危険債権、法的に破綻している債務者に対する債権等を破産更生債権およびこれらに準ずる債権として開示したものです。

当金庫は同法の対象となっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い査定額を開示しています。

破産更生債権およびこれらに準

当金庫の債務者区分と貸倒引当金の状況(平成14年3月31日現在)



注1 リスク管理債権における「延滞債権」には、森林組合等の転貸資金のうち転貸先の信用力を勘案し、自己査定上の債務者区分が「要注意先」となる債権(43億円)が含まれます。
 注2 一般貸倒引当金の予想損失率は、正常先については0.12%、要管理先を除く要注意先については4.11%、要管理先については17.75%となっております。
 個別貸倒引当金については、破綻懸念先の必要額を引当した結果、分類額の76.1%を引当しております。
 実質破綻先、破綻先は、分類額全額を引当または償却しております。

リスク管理債権の業種別構成

(単位：億円)

	リスク管理債権	構成比
国内	7,701	100.0%
製造業	1,581	20.5%
第一次産業	639	8.3%
建設業	572	7.4%
卸売・小売・飲食店	1,626	21.1%
金融・保険業	1,092	14.2%
不動産業	152	2.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.1%
運輸・通信	200	2.6%
サービス業	1,832	23.8%
地方公共団体		0.0%
その他	0	0.0%
海外	233	100.0%
政府等	28	12.0%
金融機関	32	13.8%
その他	173	74.2%

ずる債権は294億円、危険債権は3,398億円、要管理債権は4,283億円であり、合計で7,976億円となりました。これは前年対比572億円の増加です。

なお、金融再生法開示債権に対するいわゆる保全率(担保保証等に個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を加えた保全額を開示債権合計額で除したものは77.9%です。

今後の取組み

当金庫における不良債権処理については、自己査定基準および償却・引当基準に則り、厳格な償却・引当処理を実施しており、企業業績の悪化傾向に加え、要管理債権の認定基準にかかる運用の厳格化等の措

置を講じたことにより、平成13年度においては、前年度対比で与信関係費用およびリスク管理債権がともに増加しました。

日本経済の先行きについては一部に明るさも見られるものの、企業の信用リスクを巡る状況は依然楽観できず、不良債権の新規発生が懸念される所です。また、平成14年2月の内閣総理大臣施政方針演説およびそれを受けた経済財政諮問会議の「早急に取り組むべきデフレ対応策」において不良債権処理に積極的に取り組む方針が示されており、金融庁も主要行に対して破綻懸念先以下の債権につき一層のオフバランス化促進を求めています。

当金庫においてもこれらの動向

を踏まえ、要注意債権の管理強化や着実なオフバランス化対応等を進めるとともに、信用リスクマネジメントの高度化によりリスクに応じたリターンを確保する取組みを一層強化し、資産の健全性と収益性を維持・確保していきます。

コンプライアンスへの取組み

信頼される金融機関であり続けるために



コンプライアンスの基本方針
国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのものが強く問われるようになっていきます。また、最近の各界における不正・不祥事に対する社会の厳しい批判を鑑みますと、コンプライアンス態勢の整備・強化がますます強く要請されており、特に信用を生命とする金融機関にとっては、積極的な取組みがその存立基盤を確保するといっても過言ではないと考えます。

当金庫は我が国金融システムの中核を担う一員として、また系統信用事業の全国金融機関として、その基本的使命と社会的責任を果たし、社会から一層の信頼を確保していくために、自己責任原則に基づき、徹底した自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守し、ディスクロージャーとアカウントビリティを重視した透明性の高い業務運営を行っていき、不断の努力を積み重ねています。

「倫理憲章」を平成10年3月に制定以降、当金庫はコンプライアンスへの積極的な取組みに努めてきました。倫理憲章の考え方や行動の指針を日常の業務運営のなかで実践していくための手引書として「金庫役職員の行動規範」を制定し、全役職員への周知徹底を図っているほか、これらに加えて、「金庫役職員の遵守すべき法令等の解説」、「金庫のコンプライアンス態勢の概要」を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめ、

全役職員に配布しています。

なお、金融商品販売法(平成13年4月施行)に基づき、当金庫がお客様に金融商品を勧誘する際の方針を右のとおり定め、店頭などに掲示しています。

当金庫は、皆さまから常に信頼される金融機関であり続けるよう、今後とも努めていきます。

コンプライアンスの運営態勢
当金庫のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署(法務部コンプライアンス統括室)および各部・支店に配置されたコンプライアンス担当者を中心に運営しています。

コンプライアンス委員会(委員長:副理事長)は、当金庫のコンプライアンスに関する基本的事項を審議する委員会であり、同委員会で審議した事項は、理事会で付議・決定しています。

平成12年10月に設置した法務部コンプライアンス統括室は、当金庫におけるコンプライアンス統括部署として、コンプライアンス委員会の事務局をつとめるほか、各部・支店のコンプライアンス担当者との連絡・相談や、当金庫内の教育・啓発などに取り組んでいます。

また、コンプライアンス態勢の整備や研修等によるコンプライアンス推進・啓発活動など、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を、

年度毎に理事会の承認を受けて策
定し、コンプライアンスが一層定着する
ように計画的に取り組んでいます。

人権問題への取組み

当金庫は、人権問題に関し、役職
員に対する教育・啓発を積極的に行
っています。

行政における取組動向など「『人
権教育のための国連10年』に関す
る国内行動計画」等をふまえつつ、

倫理憲章等に盛り込まれた人権尊
重の理念を実践するために取り組ん
でいるものです。

同和問題についての正しい理解
の促進とその解決に向けた取組み
に関する認識の深化、今日的な課題
の一つであるセクシュアル・ハラスメ
ントの防止などさまざまな人権課題
についての研修や啓発活動を今後
とも継続し、役職員の人権感覚の向
上に取り組んでいきます。



倫理憲章

金庫の基本的使命と社会的責任

1 金庫の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図る。

質の高い金融サービス - ビスの提供

2 創意と工夫を活かした質の高い金融サービス - ビスの提供により、系統信用事業の全国機関としての金庫の役割を十全に発揮していくとともに、金融システムの一員として経済社会の発展に貢献する。

法令等の厳格な遵守

3 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

反社会的勢力の排除

4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

透明性の高い組織風土の構築

5 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、人間尊重の考え方に基づく透明性の高い組織風土を構築する。

勧誘に関する方針

当金庫は、金融商品の販売等にかかる勧誘を行うに際しては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な金融商品の勧誘を行います。

- お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客様ご自身の判断においてお取引をいただくため、お客様に対し商品内容やリスク内容など重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
- お客様に対して断定的判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなどお客様の誤解を招くような説明・勧誘は行いません。
- お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所等での勧誘は行いません。
- 役職員は、お客様に対して適切な勧誘が行えるよう金融商品知識の十分な習得を図ります。

自己資本の状況

系統組織の強固なメンバーシップによる充実した自己資本

当金庫では、金融市場のグローバル化が進展する中で系統団体やお取引先の多様なニーズにおこたえていくため、国際的にも競争力のある自己資本比率を確保する観点から自己資本の充実を経営の重要課題として位置づけこれに取り組んでいます。

平成14年3月末における当金庫の自己資本比率は、単体ベースで10.22%、連結ベース(連結対象社数13社)で10.02%となり、前年度末との比較では、単体ベースで1.02ポイント、連結ベースで1.04ポイントの低下となりました。主な要因は有価証券含み益の減少等による「Tier (補完的項目)」の減少によるものですが、一方で自己資本の「基本的項目」である「Tier」は内部留保の着実な積上げ等により増加し、金融機関の自己資本の質を測る尺度とされる「Tier比率(Tierをリスクアセットで除した比率)」は6.88%(連結ベース、昨年度比+0.04%)と引き続きわが国主要金融機関の中ではトップクラスの水準を維持しています。

当金庫としては、今後とも経営の健全性を確保し系統団体やお取引先あわせて内外市場のニーズにおこたえていくため、会員のご理解とご協力を得ながら内部留保の増強に努めるとともに、平成14年度中には総合的な自己資本増強を行う方針としています。

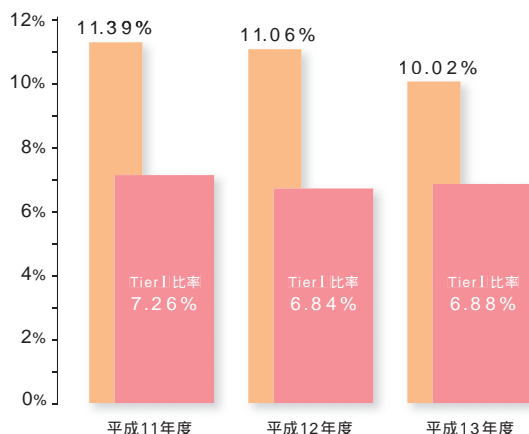
具体的には、「Tier」の中で最も基本的な資本である普通出資を現在の1,000億円から2,000億円へ倍額増資すること、あらたに3,000億円から4,000億円程度の永久劣後ローンを導入し「Tier」のうちでもより資本の質が高いとされる「Upper Tier」の資本調達を開始することあわせて「Tier」資本として平成9年度に全国の信農連・信漁連から受け入れた

期限付劣後ローンについても借換えを実施すること等により資本の質・量ともに総合的に高め自己資本を更に一層強固なものにしていきます。

当金庫は米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得しており国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、これまで構築されてきた当金庫の資本基盤等もその主因の1つです。

なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の見地からこれまで大手行等に対しては公的資本注入が実施されてきましたが、当金庫としては自己資本の状況等を踏まえ、現在まで資本注入の申請は行っていません。

連結自己資本比率



JAグループの組織整備

JAの機能・体制整備やJA系統信用事業の経営の合理化・効率化

JAグループは農業・組合員・JAをめぐる環境変化を受けて、JA合併を推進するとともに、JA機能・体制整備や各段階を通ずる経営の合理化・効率化および組織の再編に取り組んできました。

その結果、JA数は平成3年3月末3,000を超えていましたが、平成14年4月1日現在1,056となり、JA合併構想も482JAの計画に対し388JAが実現しています。

また、信用事業においては平成10年6月に「信用事業の組織整備の基本的考え方」が取りまとめられました。その中では、信用事業の組織整備の方向として、段階的な取組みも含めて、

当金庫と信農連の統合による組織二段化、信農連と県下JAが一つのJAとなる1県1JA、一層効率化・重点化した信農連、数県の信農連が一つになる広域信農連の4つのパターンを想定しています。

各県ではこのとりまとめを受けて、

組織整備についての具体的な検討が進展してきたところです。当金庫では、これまで11県の信農連と組織整備検討会を設置し、組織整備実現に向けた諸課題の検討を進めてきました。こうした検討の結果、宮城・栃木県信農連との事業統合について、具体的なスケジュールやスキームがほぼ確定し、本年6月の通常総代会で決議しており、各々平成14年10月15日、平成15年5月6日の事業譲渡による統合に向けて準備を進めています。また、この2県以外にも5県で平成15年度までの事業統合を目指し、実務課題の検討を進めています。

一方、他事業の組織整備については、共済事業は平成12年4月に全共連と47県共済連との一斉合併が行われており、経済事業は平成14年4月に全農と6経済連との合併が行われ、累計32県の経済連との合併が実現しています。

また、1県1JAに向けた取組みとして

は、平成11年4月にJAならけんが誕生したのに続き、香川県で平成12年4月に県下45JAのうち43JAが合併し、JA香川県が発足し、平成14年4月1日には沖縄県においても県下27JAが合併し、JAおきなわが実現しています。

このようにJAグループとして組織整備が進展するなか、信用事業の組織整備についても検討・協議が進められてきたところであり、信用事業の効率化が一層求められている状況を踏まえ、各県の実情に応じた組織整備の将来方向の明確化およびその実現に向けて対応を続けています。当金庫としては、今後も将来にわたって組合員等利用者の期待と信頼にこたえ得る系統信用事業の構築を目指し、JAの機能・体制整備支援や自らの経営の合理化・効率化等、組織整備に着実に取り組んでいきます。

社会貢献活動

「街に緑を 窓辺に花を」をモットーにした美しい社会づくり

当金庫は、人と自然と産業の豊かな調和を図り自然環境の保全と街をより美しくすることを願って、「街に緑を 窓辺に花を」というキャッチフレーズのもとに全国的に「花いっぱい運動」を展開しています。

当金庫が「花いっぱい運動」に取り組んだのは昭和39年2月にさかのぼり盛岡支店が(社)日本花いっぱい協会主催の「職場花いっぱいコンクール」で全国優秀賞に選ばれたことを契機としています。当金庫の「花いっぱい運動」は、すでに30年以上の長い歴史を有しており全国各地にしっかりと根づいています。

毎年花の時期になると地方公共団体・公園等の公共施設、教育委員会や学校へ花の種・球根・花壇等を寄贈し、地域の皆さまからたいへん喜ばれております。

また、全国の小学生を対象に毎年

「花の児童画コンクール」を実施しております。平成13年(第33回)は、1道21県で応募小学校数1,086、応募作品数87,557もの参加がありました。

全国の小学生たちが花の絵を描くことを通じて情操を高め、自然を大切にすることを養ってくれることが当金庫の願いです。このコンクールは歴史も古く、すでに親子2代で参加していただいた方もでてきているほどです。共催

団体として(財)あしたの日本を創る協会(社)日本花いっぱい協会(財)日本花の会(財)日本花普及センターといった「花いっぱい運動」の関係団体のご協力も得ております。

当金庫は、単に「花」をテーマとしたPR活動のみにとどまらず、より広く、わが国の自然保護、環境整備および人々の生活文化の向上に寄与したいと考えています。



海にかかる啓発活動への協力

「生命のゆりかご」ともいわれる海は、多様な生物を育み、私たちに貴重な食料としての水産物を供給してくれるだけでなく、地球環境の維持・安定にも大きな役割を果たしています。

この海の多大なる機能の維持のためには、水産資源の維持・培養と海的环境保全に対する

国民の理解がかかせません。当金庫は「全国豊かな海づくり大会」(主催:豊かな海づくり大会推進委員会、後援:農林水産省)をはじめ、海にかかる啓発を目的とした行政や民間団体等の様々な取組みに対して協賛・後援を行っています。

系統団体および組合金融の動き

環境変化に即応した事業展開

農林漁業・系統団体の動向

農業情勢については、米をはじめとした農産物価格の低迷、農産物輸入の一層の増大、BSE(牛海綿状脳症)問題の発生などにより、厳しい状況が続いています。

米については、担い手農家の経営の厳しさや生産調整の限界感と不公平感の強まりを受けて、平成13年11月に政府・与党で決定した米政策見直しの方針に基づき、現在、食糧庁やJAグループにより生産調整対策、水田農業構造対策および流通対策を中心とした幅広い検討が進められています。

輸入農産物の増加については、政府は平成13年4月にネギ等3品目についてセーフガードの暫定発動を行いました。結局、本格発動は見送られることとなりました。今後は、秩序ある貿易の確立に向けて平成14年2月に設置された「日中農産物貿易協議会」の場で協議していくとともに、国内野菜産地での構造改革に向けての取組みが大きな課題となっています。

BSE問題については、平成13年9月の患畜牛発生後、政府が全頭検査の体制を講じるとともに、生産者経営安定対策や牛肉消費回復対策等、総額

2,000億円規模のBSE関連対策を講じています。一時は大幅に落ち込んだと畜頭数や食肉消費指数は概ね発生前水準に戻りつつあるものの、依然として一部低格付品質の国産牛肉は、価格回復の兆しが見えない状況です。

一方、WTO農業交渉については、平成13年11月のWTO閣僚会議で、期限3年で合意を目指す新ラウンドが立ちあがりました。わが国は自由化への歯止めを目指す「日本提案」をベースに、EU、韓国等「多面的機能フレンズ諸国」と連携して会議に臨んだ結果、新ラウンド開始を謳う閣僚宣言には、非貿易的関心事項への配慮が織り込まれることとなり、今後の交渉の足がかりを作ることができました。

こうしたなか、農業金融関連では、「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律」により、農業近代化資金の拡充等、制度資金の改正が行われるとともに、JA窓口における一元的な取扱いがスタートすることとなりました。

漁業情勢については、周辺水域における水産資源の悪化、水産物輸入の

増加、漁業就業者の減少・高齢化等により、引き続き厳しい環境が続いています。

こうしたなか、平成14年3月には、昨年制定された水産基本法に基づき、新たな水産政策の中期的指針となる「水産基本計画」が閣議決定され、国民に対する水産物の安定供給や、水産業の健全な発展に向けた施策が開始されています。

また、平成14年の通常国会においては、漁協系統信用事業の体制強化を目的とした「水産業協同組合法」、セーフティーネット整備等を目的とした「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」、漁業経営改善制度の創設など、漁業経営対策を目的とした「漁業再建整備特別措置法」の改正等が行われました。

林業情勢については、木材市況・需給の一層の悪化により、厳しい経営環境となっています。

こうしたなか、平成13年7月に公布・施行された「森林・林業基本法」を受けて、「新たな林政における森林組合のあり方に関する検討会」(林野庁長官の

私的検討会)において「森林組合系統が新たな林政展開の下で地域の森林管理の重要な担い手としての役割発揮を求められるとともに系統自らが組織・事業改革に取り組んでいく必要がある旨の報告書が同年12月に公表されました。

森林組合系統としても検討会での議論等を踏まえ、系統の自主的な組織・事業改革への取組みが不可欠との認識の下、その具体的な内容について、全森連を中心に検討を深めており、その結果を「森林組合系統組織改革プラン」として平成14年6月にとりまとめ、現在展開中の「森林組合活動21世紀ビジョン」運動のなかで推進していく方針です。

組合金融の動向

JA系統においては、「業務革新により利用者から選ばれる「JAバンク」ブランドの確立＝JAグループの一体的事業運営の確立」の達成に向けて、JA・信農連・当金庫が一体となった事業活動を展開しています。

具体的には、「情報ネットワークJA

制度」を立ち上げ、JA・信農連・当金庫が情報の共有化・双方向化を通じ、利用者の声をより一層取り入れた商品・サービスの開発等を全国統一で行う仕組みを構築しました。

事業推進面においては、パイオフ解禁を踏まえ、JA系統信用事業全体で利用者にJAバンクの信頼性・安全性について理解していただくとともに、幅広い資産運用ニーズにこたえるため、国債や投資信託、外貨預金の取扱店舗拡大をまた、土地を含む資産管理ニーズの高まりへの対応として、一人ひとりのライフプランに応じたきめ細かい専門的な相談に十分におこたえするためのFP(ファイナンシャルプランナー)の着実な養成を進めています。

利用者の生活をサポートするためのローン業務においては、特に住宅ローンについて、「100%応援型住宅ローン」や「住公併用無担保型住宅ローン」等の商品開発を行いました。

また、これらの取組みを着実に実績に結びつけるための仕組みとして、

JA・信農連・当金庫が一体となって、優事例やノウハウを活用して業務改革にチャレンジする「共同実践活動」を展開しています。

広報・PR面では、商標「JAバンク」のJA・信農連・当金庫を通じた共通使用やキャラクター「白瀬泰三(しらせ たいぞう)」を用いた新たなJAバンクシステムの浸透・定着化に向け、PR活動を重点的に進めました。

システム面でも効率化・高度化への対応を進めています。JA系統信用事業のシステムについては、当金庫が運営主体であるJASTEMシステムへの移行を進めており、平成13年度に兵庫県、大阪府が、平成14年5月には埼玉県、鳥取県が移行しました。さらに14年度中に6県が移行する予定です。IT戦略への取組みについては、JA系統信用事業の一体的業務運営を担う金融インフラの整備に向け、各種システムの企画・開発を進めてきました。

平成13年11月に系統インターネットバンキングサービスを開始するとともに、

JA・信農連・当金庫をつなぐ系統インターネットシステムを稼動しました。またJAにおけるサービス機能・提案力向上のための各種システムについても、資産活用相談、税務相談に活用する相談対応システム、統一ローン自動審査システム等の開発・研究を進めてきました。

今後も系統信用事業のIT企画・開発について体制を強化し、今後のITの進展と高度化に的確に対応できるように取り組んでいく予定です。

平成13年度のJA貯金については、米をはじめとする農作物価格の低迷やBSE問題の影響等により農業所得が減少し、また農外所得も雇用情勢の悪化を反映して減少する状況にありましたが、郵便貯金満期対策への継続的な取り組みやJAバンクの信頼性確保に向けた積極的な取り組みの結果、年度末残高は73兆5,377億円となり、年度間伸び率は2.0%となりました。

JA貸出金は、個人消費の低迷等

により資金需要が停滞するなか、年度末残高は21兆2,566億円と年度間で1.1%減少しました。またJAの有価証券の年度末残高は4兆674億円と年度間で6.2%増加しました。

こうしたJA段階の資金動向を受け、信農連の年度末貯金残高は50兆4,730億円となり、年度間伸び率は2.3%となりました。

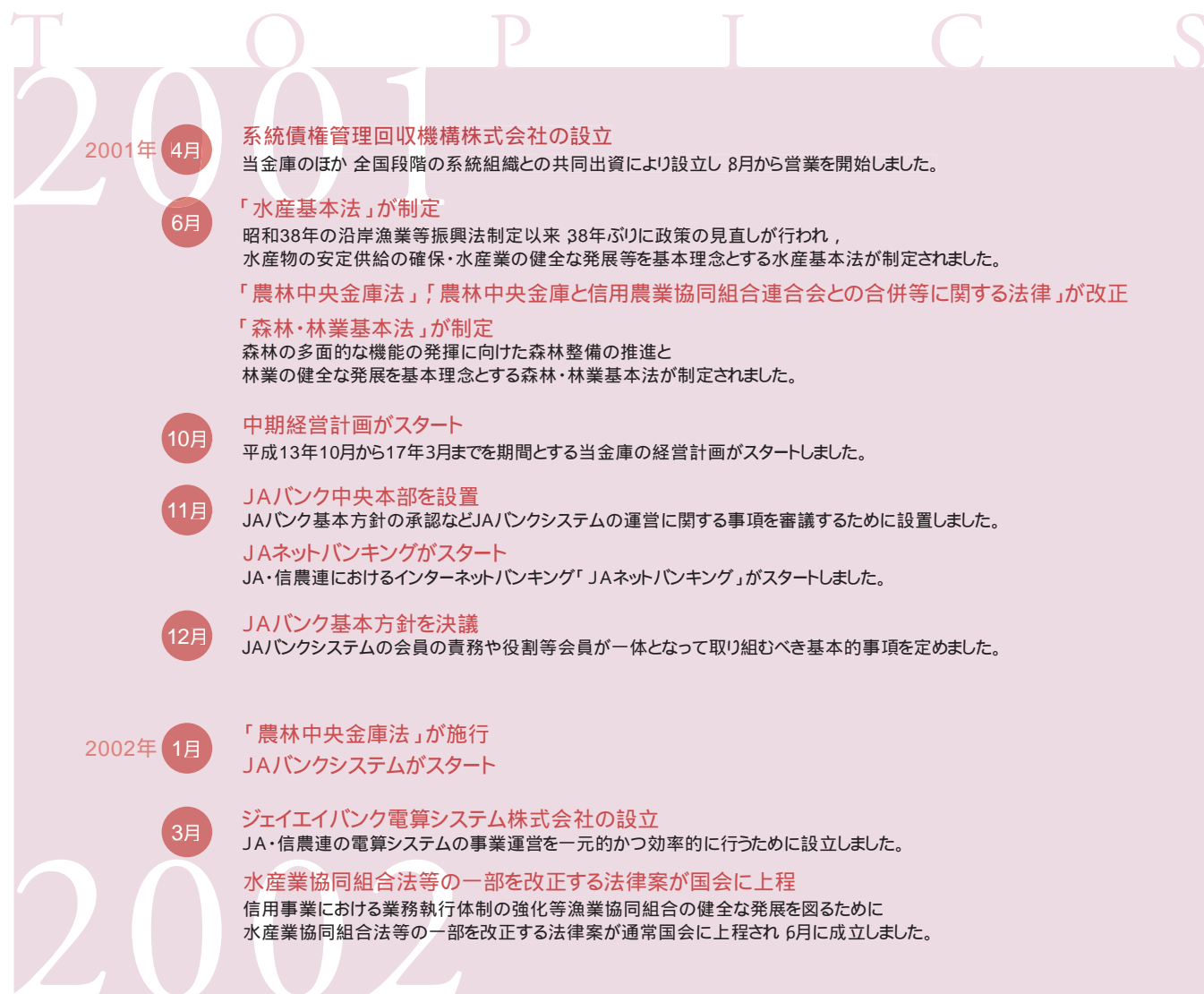
信農連の貸出は、資金需要の低迷から年度末残高は4兆8,514億円となり、年度間で0.7%減少しました。また信農連の有価証券の年度末残高は13兆4,715億円となり、年度間で8.6%増加しました。

JAグループではペイオフ解禁までに経営不振JAの経営改善等に集中的かつ確実に対処すべく、系統債権管理回収機構株式会社の設立

等も含め積極的に取り組んできました。本年4月のペイオフ解禁を前に、早期是正措置の対象となる自己資本比率4%未満のJAにかかる必要な対応はすべて完了しました。

漁協系統については、組合員等利用者からの一層の信頼性確保を図るため、平成12年度より「生き生きマリノ21運動」を展開してきましたが、漁協系統貯金の平成13年度末残高は2兆6,200億円と水揚減少等の厳しい環境が続くなかで、前年度末を4.8%下回る結果となっています。

また平成13年度はペイオフ解禁を目前にして、経営不振漁協の抜本的解消に取り組んできましたが、その結果、自己資本比率4%未満の漁協にかかる対応は3月末までに完了しています。



2001年 4月

系統債権管理回収機構株式会社の設立

当金庫のほか 全国段階の系統組織との共同出資により設立し、8月から営業を開始しました。

6月

「水産基本法」が制定

昭和38年の沿岸漁業等振興法制定以来、38年ぶりに政策の見直しが行われ、水産物の安定供給の確保・水産業の健全な発展等を基本理念とする水産基本法が制定されました。

「農林中央金庫法」、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」が改正**「森林・林業基本法」が制定**

森林の多面的な機能の発揮に向けた森林整備の推進と林業の健全な発展を基本理念とする森林・林業基本法が制定されました。

10月

中期経営計画がスタート

平成13年10月から17年3月までを期間とする当金庫の経営計画がスタートしました。

11月

JAバンク中央本部を設置

JAバンク基本方針の承認などJAバンクシステムの運営に関する事項を審議するために設置しました。

JAネットバンキングがスタート

JA・信農連におけるインターネットバンキング「JAネットバンキング」がスタートしました。

12月

JAバンク基本方針を決議

JAバンクシステムの会員の責務や役割等会員が一体となって取り組むべき基本的事項を定めました。

2002年 1月

「農林中央金庫法」が施行

JAバンクシステムがスタート

3月

ジェイエイバンク電算システム株式会社の設立

JA・信農連の電算システムの事業運営を一元的かつ効率的に行うために設立しました。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案が国会に上程

信用事業における業務執行体制の強化等漁業協同組合の健全な発展を図るために水産業協同組合法等の一部を改正する法律案が通常国会に上程され、6月に成立しました。